

## 「幕末維新史料」語彙考証

栗林文夫  
橋口正樹  
原田紗代子

はじめに

黎明館調査史料室（以下、室と略記）では、毎年『鹿児島県史料』を二冊（旧記雑録史料・幕末維新史料）ずつ刊行している。この『鹿児島県史料』は昭和四十六（一九七二）年の『旧記雑録追録一』を皮切りに、現在に至るまで継続して刊行されており、令和六（二〇二四）年三月で合計一〇八冊になる。

この内、最初から令和元（二〇一九）年度まで刊行の『鹿児島県史料』は、全てPDFファイル化されており、黎明館のホームページ上で公開している。インターネット環境にアクセスできる場合は、どなたでも容易に閲覧することが可能である。

ところで、『鹿児島県史料』が刊行される迄には、室の職員による編集や校正が何度も行われる。特に校正では、担当する職員同士で疑問点を上げ議論を経て、問題解決を図っている（これを室では「読み合わせ」、または単に「合わせ」とも呼んでいる）。その際、色々調べていくうちに新たに分かった事実や気付いた事が少なからずある。小さな事実の積み重ねであるが、それがやがては大きな成果に繋がると思い、その都度、皆でメモ程度に書きためておいた。その項目も二〇程度になったので、これを更に精査して体裁を調べ、ここに「幕末維新史料」語彙考証」と題して公表することとした。

ここで紹介する事柄は既にどこかに掲載されていたり、既知の事実もあるかもしれない。それは重々承知の上で、室職員の研鑽のため、また今後に向けての蓄積として発表するものである。

### 《凡例》

1 「はじめに」「おわりに」は栗林が執筆、各項目については執筆担当者  
の名字を最後に括弧で示した。

2 『鹿児島県史料』の略号は次の通りである。

- ・市来…『鹿児島県史料』 市来四郎史料
- ・忠義…『鹿児島県史料』 忠義公史料
- ・斉彬…『鹿児島県史料』 斉彬公史料
- ・玉里…『鹿児島県史料』 玉里島津家史料
- ・玉南…『鹿児島県史料』 玉里島津家史料補遺 南部弥八郎報告書
- ・名越…『鹿児島県史料』 名越時敏史料
- ・新納…『鹿児島県史料』 新納久仰雑譜
- ・西南…『鹿児島県史料』 西南戦争
- ・斉宣…『鹿児島県史料』 斉宣斉興公史料
- ・法令…『鹿児島県史料』 薩摩藩法令史料集

- ・前編：『鹿児島史料 旧記雑録前編』
  - ・後編：『鹿児島史料 旧記雑録後編』
  - ・追録：『鹿児島史料 旧記雑録追録』
  - ・附録：『鹿児島史料 旧記雑録附録』
  - ・家わけ：『鹿児島史料 旧記雑録拾遺 家わけ』
  - ・季安：『鹿児島史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集』
  - ・地誌：『鹿児島史料 旧記雑録拾遺 地誌備考』
  - ・麿藩：『鹿児島史料 麿藩名勝考』
- 3 『鹿児島史料集』は「県史料集」と略記した。
  - 4 右の史料の巻数については、丸囲みの算用数字で史料略号に続けて示した。引用箇所は、頁数で表記した。
  - 5 原本史料の引用は、史料名・東京大学史料編纂所の請求記号・島津文書マイクロ版集成」のリール番号とコマ番号を示した。
  - 6 引用史料で必要のないルビや行間注は省略したものがあつた。
  - 7 本稿で利用する『日本国語大辞典』は、日本大辞典刊行会編、小学館発行、全二〇巻、一九七二〜七六年刊行のものである。
  - 8 へで囲んだ箇所は割書を示す。

## 一 幸行 いでまし

- 〔市来②二四一頁〕「主上モ<sup>行幸也</sup>幸行ノ一点ハ 叡感アラレ、節刀ヲ賜フノ事ハ、」
- 〔市来②二五三頁〕「點藩暴徒ハ謀ル処其機ヲ失ヒタルヲ以テ漸ク暴烈ニ変シ、大和幸行ヲ促シ奉リ」
- 〔市来③一四〇頁〕「今ノ姿ニ<sup>而者</sup>大和カ吉野ニ 幸行ト相成リ、」
- 〔斉彬②九四五頁〕「猶外へ幸行ノコトニモ相成候ハ、近衛殿ニ随行、」
- 〔忠義②七七七頁〕「及ヒ幸行御猶予等ノ事件布告セラレタリ、」
- 〔忠義③八三四頁〕「横浜幸行迄聞合候処、」

- 〔忠義⑦三八八頁〕「六日、学校へ被為臨、夫ヨリ鎮台へ幸行之事、」
  - 〔玉里⑥一二〇頁〕「また春日に幸行<sup>イデマシ</sup>せる時、」
  - 〔宮崎県史 史料編 中世I〕七六〇〜七六一頁〕「四番ニ御幸行（中略）六升大瓶ニつき残ヲ納雷納雷御幸行從内ニ調申也、（中略）御幸行はま出ハ御祓同前、（中略）御祓九月十四日五日計ノ役者彼光定ト申ハ御幸行御トモハカリノ役ニ<sup>而</sup>濟事ニテナシ、」
  - 〔倉野憲司校注『古事記』七九頁（岩波書店、一九六三年）〕「神倭伊波礼毘古命、その同母兄五瀬命と二柱、高千穂宮に坐して議りて云りたまひけらく、「何地に坐さば、平らけく天の下の政を聞こしめさむ。なほ東に行かむ。」とのりたまひて、すなはち日向より発たして筑紫に幸行<sup>イデマシ</sup>でましき。」
- \*『古事記』には他に事例が多数あり。

行幸は「天皇が皇居を出てよそへ行くこと。（中略）みゆき。いでまし。」（『日本国語大辞典』第六卷、一六一頁）の謂いで、『鹿児島史料』にも多くの使用例がある。ここで問題にするのは、「行幸」の上下が逆転した「幸行」である。市来四郎が編纂した『旧邦秘録』には、通常使用されている熟語とは異なり、上下が逆転した熟語が見られる。そのため最初に掲示した史料〔市来②二四一頁〕では、行間に「行幸力」という編者注を付した。

その後、改めて「幸行」の事例を蒐集してみると、前掲のように多くの使用例が見られた。結論から言つて、〔玉里⑥一二〇頁〕や『古事記』七九頁にあるように、「幸行」は「いでまし」と読むのが正しい。

「いでまし」とは、『日本国語大辞典』によれば、「出座」の漢字を宛て、「お出まし。お出かけ。」の謂とする（第二卷、二五五頁）。別に、「いでましの宮」（皇居から離れた地に設けられた別宮。離宮。）の例文として、『万葉集』三・三二五大伴旅人の歌、『雨月物語』等を掲示して、「行幸之（の）宮」の漢字を宛てている（同前）。

『日本国語大辞典』には他に、「いでましどころ【出座処】(天皇など高貴な人が旅に出て、滞在される場所。行幸される所。)もあり、『万葉集』の歌を用いて、「幸行処」に対して、「いでましどころ」の読みを宛てている(第二巻、二五五頁)。(栗林)

## 二 幾干 いくら・いくばく・いくそ

〔市来①三〇三頁〕「当分大坂へ者幾干と数も知す、」

〔市来②二七頁〕「小松・大久保等ヨリ、幾干ノ兵ヲ至急ニ召寄せラレ不慮ニ備ヘラレンコトヲ言上ス、」

〔市来②八七頁〕「是カ為メ幾干カ無辜ニ所刑セラレシ者拳テ数フヘカラス、」

〔市来②一〇四頁〕「其後松平伯耆守(宗秀)ニ更迭シ、又幾干モナク牧野備前守(忠恭)ニ(越後長岡) 転換シタリ、」

〔市来②一二五〜一二六頁〕「長井モ幾干ナラスシテ井伊家ニ命セラレ処刑セラレタリ」

〔市来②一七三頁〕「其経費幾干カ量ルヘカラス、」

〔市来②一七八頁〕「其経費幾干カ知ルヘカラス、」

〔市来②一九六頁〕「其価幾干カ量リ知ルヘカラス、」

〔市来②二二九頁〕「其費用幾干カ算シ難キニ及ヒ、」

〔市来②二四一頁〕「或ハ在京中幾干ノ経費アルハ、無論之ヲ転シテ軍備ニ充ツルトキハ、必ス応分ノ予備調ヒ、」

〔市来②二五三頁〕「或ハ從駕大小藩ノ費途モ幾干カ知ルヘカラス、」

〔市来②二九四頁〕「只管 国父公御上洛ヲ冀望セラレタリト雖モ、御退京未タ幾干ナラサルカ故、」

〔芥彬①四九〇頁〕「從テ各局モ之レニ習テ暴飲ヲ榮トシ、誰某ハ幾干ヲ呑ムト互ニ誇ルニ至レリ、」

〔芥彬③一二八頁〕「沿道ノ各郷夫役其他費用少カラサル故、斯ク簡易ナルニハ

幾干カ節儉、且ツ民間ノ幸ナリシヤ知ルベカラス、」

〔芥彬③五一〇頁〕「数百町歩ノ水陸田ヲ御城下近地ニ築成スルトキハ、幾干ノ国益ヲ起スヤ知ルヘカラス、」

〔芥彬③七五九頁〕「高島父子ハ幕府ヨリ褒賞セラレ、御時服及ヒ金子幾干ヲ拝戴シ、」

〔芥彬③七七七頁〕「公ハ仮令学問幾干アラセラルトモ、之ヲ人ニ表白スルカ如キコトヲ為サス、」

〔芥彬③七七七頁〕「夫ヨリハ御互ニ今日ハ国家ノ為メ心思ヲ練リ、粉骨碎身シテ尽スベキコトハ幾干モアルベシ、」

「幾干」の読みが分かる史料が『鹿児島県史料』には見当たらないので、近代の文学作品を例に取りながら確認しておきたい。その結果、次に掲げる三つの読み方が見られた。

### ①「いくら」

(イ) 島崎藤村『破戒』一六一頁(『現代文学大系8 島崎藤村集(二)』筑摩書房、一九六三年)

「丑松は飲食したものの外に幾干かの茶代を置いて斯の饅飴屋を出た。」

(ロ) 福沢諭吉『福翁自伝』一三三頁(『福沢諭吉集』岩波書店、二〇一一年)

「ソレでホテルに案内されて行て見ると絨氈が敷詰めてある 其絨氈はどんな物かと云ふと 先づ日本で云へば 余程の贅沢者が一寸四方幾干と云て金を出して買ふて」

### ②「いくばく」

(イ) 北原白秋『黒檜』四五頁(『白秋全集12』岩波書店、一九八六年)

### ③「いくそ」

(イ) 幸田露伴『五重塔』二七七頁(『現代名作集 日本文学全集別巻1』河出

書房、一九六九年)

「順に柱の仮轄を三ツずつ打って脇司に打ち緊めさする十兵衛は、幾干いその苦心もここまで運べば垢穢顔にも光の出るほど喜悅に気の勇み立ち、」

①の「いくら」は、「いくらぐらい」。どれほど。数、量、程度などの不明、不定の場合に用いる。また、それらはなほだしいことにも用いる。「『日本国語大辞典』第一巻、六八五頁)、②の「いくばく」は、「数、量、程度などの不明であることを表す。どれほど、いくらぐらい、どのくらい。また、それらはなほだしいこと。」「『同前』六八三頁)、③の「いくそ」は、「①多くの数量。いくらかの量。どれほどの多数。②どれほど多く。どのくらいたくさん。」「『同前』六八〇頁)とあって、いずれも数量がはっきりしない場合に使われる言葉である。従って、機械的に読みをどれかに決めるのは難しく、実際の史料に当てはめてみて読みを決めなくてはならない。しかし、その史料を書いた人物がどの読み方を意図して書いたのか判断するのは中々困難である。実際の文脈に当てはめてみても分からないことも多いと思われる。

また、「幾干」の「干」は「千」にも似ているので、史料を書写した人物が誤ったり、翻刻や編集・校正の段階で、「幾干」を「幾千」と読んでしまったものも少なくないと思われる。実際、「市来①③③三頁)では「干」に対して「千カ」という行間注が付されている。(栗林)

### 三 迦カレル のがーレル・はずーレル

〔斉彬③四八二頁〕「外御役々衆モ都テ山原ヤマハラ(首里城以北ノ地ヲ云)方へ御迦カシ相成候程ノ仕来リ、」

〔斉宣一五六頁〕「粮米致御方、本舟ハ直ニ大島へ相迦カ候由、」

〔玉里⑥二二八頁〕「己レが分限ニ迦カれたる事を致すを奢侈と名ク、」

〔玉里⑧六六五頁〕「一主上ニハ比叡山へ御迦カシ相成候由、」

〔玉里⑨五九三頁〕「鉞迦ツルカシ可致管之処ニ稼之者鉞切落候ハ、」

〔法令①五〇頁〕「一花火ノ儀第一火用心ヲ致勘弁、人家迦カニテ可仕旨、」

〔法令③三一四頁〕「一柳之間・四季之間、襖ヲ迦カシ一席ニシテ」

〔西南①一八九頁〕「当時警視庁モ盛大ニ取起スノ賦ニ候間、勤場ノ処ハ決シテ

迦カシ申間敷、」

〔西南①二〇七頁〕「暗夜道迷ヒ川尻迦カレニ参リ砲発セリ、」

〔西南①三〇八頁〕「突然四方ヨリ帯刀セシ者十八九名、フスマヲ蹴ツ迦カシ無言ニ

テ飛来リ、」

〔後編④六三三頁〕「田方之仕明并さほ迦カ等於有之ハ、可被付出候、」

〔季安⑤二二二頁〕「一かひ三ツ吹候時、馬取衆被相迦カ候事、」

〔県史料集②『小松帯刀日記』四頁〕「今朝宿出迦カヨリ富士山初テヨクミヘ候」

〔県史料集②『小松帯刀日記』七頁〕「小田原宿出迦カ左ノ脇ニ石垣山トイフア

リ」

〔県史料集②『小松帯刀日記』一〇頁〕「浜松宿出迦カニマゴメ橋トイフアリ」

〔県史料集②『小松帯刀日記』一一頁〕「此ノ所ハ岡崎宿出迦カ立場ヨフヨフ夜

入」

〔県史料集②『小松帯刀日記』一二頁〕「田宮宿出迦カサンダ橋打渡リ」

〔県史料集②『小松帯刀日記』一三頁〕「尤此宿出迦カ美濃路伊勢路ノ追分也」

〔太平記 頭註下』六頁(宝文館、一九二一年)〕「箱根の合戦には迦カれ給ひに

けり」

〔『平家物語』八〇頁(有朋堂書店、一九二七年)〕「胸板の金物の少し迦カれて見えけるを蔵そうと」

「迦」を「のがれる」と読む訓については、例えば〔季安⑥・⑦〕の例言に、当時一般に使用された文字として「迦」を「逃」の意味でそのまま用いる旨が記載されているように、これまで慣例的に用いられてきた感がある。しかし、「迦」の本来の意味は①であらう。②梵語のカの音をあらわすために借りた字

『大修館新漢和辞典 三訂版』大修館書店、八六七頁）であり、なぜ「のがれ」と読むようになったかは判然としない。あるいは鹿児島固有の読み方なのかもしれないが、その由来について何かご存じの方は、ご教示いただければ幸いです。

ただ、色々と調べていくうちに、「はずれ」という訓があることに気づき、『広漢和辞典 下巻』大修館書店、八六九頁、その上で改めて『鹿児島県史料』を確認したところ、右のように「ハツシ」や「ハツレ」といったルビが振られているものはいくつか確認できた。一方で原注「本ノママ」や編者注「(ママ)」が付されているものもあり、これらは恐らく、その当時に筆写した人物あるいは編者が「はずれ」の訓を認識しておらず、「のがレ(のがシ)」と読んだ場合には文意が通らないと判断した上での処理であろうか。現に、「西南①二〇七・三〇八頁」はそれぞれ「はずレ」「はずシ」と読めばスムーズに文意が通る。また、「玉里⑧六六五頁」や「季安⑤三三二頁」も、文脈上「はずシ」「はずされ」と読むのが望ましいだろう。さらに、「斉彬③四八二頁」や「斉宣一五六頁」、「西南①一八九頁」のように、「逃」・「逃力」の行間注が付されている。パターンもあるが、これが仮に「はずれる」の意味で解釈できるならば、この処理には疑義が残る。もともと、両方の訓を認識した上で検討した結果かもしれないので一概に疑わしいとは言いが切れないが、過去の『鹿児島県史料』においても、「のがれ」だろうという先入観から同様の処理が成されていることはあり得るので、再考の余地があると思われる。

また、『県史料集②』小松帯刀日記』には「出迦」という言葉が頻出するが、これは「ではずれ」と読み、『日本国語大辞典』によると、「出外(ではずれ)」には「出はずれたところ。町や村などのはずれ。出離れ。」(第十四巻、二六七頁)という意味がある。表記こそ違えど、文脈からも「出迦」出外」と見て間違いないだろう。

この「はずれ」という訓は、史料に精通した人からすればごく一般的なもの

かもしれない。しかし、読みを一つでも多く知っていればそれだけ解釈の幅が広がり、ひいては校正を円滑に進められるのは確かである。今後もこのような場面にいくわすことがあるかもしれないが、あれこれ考えながらより良い答えを導き出していくのも、また校正の面白いところである。(橋口)

#### 四 混スラ ひたスラ

〔市来②二七頁〕「茂久公御若年之御時ヨリ天真流御信仰混スラ被遊 御修行、」  
〔市来③三二頁〕「非番当番之無差別、 御出馬之度毎ニ御床机之前後左右ニ混ト罷在、」

〔市来④二四六頁〕「三好内蔵執柄ニテ本藩へ混ト引合居候ニ付」

〔追録⑦五〇頁〕「学問向之儀混すら深切ニ取扱候様ニと之御事候、」

〔玉里②二二二頁〕「本文ニ付、側役中井弥五八混と倍従いたし、主君之歎息を慰め周旋之者ニ御座候、」

〔名越②三五二頁〕「川上家御娘様混ト御出被遊候、」

〔絵本平家物語 全〕三六二頁(金桜堂、一八八六年)「聽て謀叛を起し程なく世を討取て混すら父の首と信ぜられしに」

〔絵本慶安太平記 全〕三四頁(正文堂、一八八七年)「其怪力に混と呆れ」

〔絵入太平記 上編〕四一五頁(抹桑堂、一八九一年)「されども混すらなる御業に如何と思食煩らふて」

〔鈴木大雑集 四〕三二二頁(日本史籍協会、一九一八年)「然共其地の人民は怒を含み混すら右軍勢を相拒申候」

〔校訂太平記 上〕一八〇頁(三星社、一九二四年)「情事の心を案ずるに、只尊氏混朝敵たる故なり。」

〔太平記 一〕二〇〇頁(いてふ本刊行会、一九五三年)「一手をば混すら打物の衆八百餘騎を汰へて」

〔成唯識論述記序釈〕『大正新脩大藏経』第六十五巻、三三二頁、大正一切経

右は、「市来②」の校正の際に、読み方が解らず調べたものである。当初誤字を疑ったが、他に使用例がないか過去に刊行された『鹿兒島県史料』で調べたところ、いくつかの事例が確認された。つまり、誤字ではなく、かつては使用されていた言葉であることが判明した。では「混スラ」は何と読むのか、またどのような意味なのだろうか。

漢和辞典で「混」の字義を引くと、「まじる。にぐる。おなじくする。物が一つになって分かれなさま。水が豊かに流れるさま。」（『新漢語林』大修館書店、七七〇頁）という意味があった。しかし、これでは文章の意味が通じない。そこで、「混」の字義は考慮せず、文脈と送り仮名が「スラ」であることから想定して、「ひたすら」と読むことができるのではないかと考え、『日本国語大辞典』（第十六巻、七〇八頁）の「只管・一向」の項を引いた。すると、用例に『太平記』の文章が載っており、そこで「混」を用いて「ひたすら」と読む事例を確認することが出来た。ここで、「混スラ」は読み方も意味も「只管・一向」（ひたすら）と同じであることがわかった。

また、「混すら」の事例を調べている最中に、「混と」と記載されているものも散見された。『絵本慶安太平記 全』三四頁に、「混と」とルビが振られていることから、こちらも「混」を「ひた」と読んでいたようである。『日本国語大辞典』で「ひたと」を引くと、「直・頓」と表記されており、意味は「①隔てるものがなく、直接に接するさまを表わす語。じかに。直接。ぴたりと。②もっぱらそのことに集中するさま、その状態であるさまを表わす語。ひたすら。いわずに。はなはだしく。③突然その状態になるさまを表わす語。にわかに。はつと。」（第十六巻、七一〇頁）とある。「混と」の表記は辞典には無いが、右の事例を見ると同様の意味で使われていることがわかる。

さらに、『日本国語大辞典』には「ひたたく」の項があり、漢字は「混」の

字が宛てられている。意味は「一、①異なったものを混合する。②別の物を同じと思う。混同する。二、①入りまじってごたごたする。多くのものが雑然としている。②しまりがなく乱れている。きちんとしていない。また、みだりに他人の意見に従う。」（第十六巻、七〇八頁）とあり、現代使われている「混」の字義と同じである。

「混」を「ひた」と読むのは、「成唯識論述記序釈」でその事例が確認されることから、すでに奈良時代後期<sup>\*</sup>までは存在していた読み方であるとみられる。そして、右の通り『鹿兒島県史料』の江戸末期～明治期の史料にいくつか事例を確認できることから、少なくとも近代までは通常用いられてきた読み方だったのだろう。残念ながら現代人の我々にはなじみが薄くなってしまい、今では史料の中でのみ生き続ける読み方となりつつある。

\*河野貴美子「奈良末・平安初期における唐代文化受容の水準——成唯識論述記序釈を通して——」（『国文学研究』第一三九集、二〇〇三年）によると、天応元（七八二）年以前に成立と推測する。（原田）

## 五 瀧ケ水 たきがみず

（一）瀧（滝）ケ水 たきがみず

〔名越⑧三〇三頁〕「瀧ケ水」

〔忠義⑥四四五頁〕「帖佐瀧ケ水」「瀧ケ水」（明治二年十二月の知政所達書、〔追

録⑧七一八頁〕も同じ）

〔新納①六九八頁〕「瀧ケ水下」<sup>江着船</sup>（安政二年四月五日条）

〔季安②五八五頁〕「瀧ケ水」

〔季安⑤五七六頁〕「瀧ケ水」

〔家わけ②三九八頁〕「瀧ケ水」

〔家わけ③三〇一頁〕「瀧ケ水」

〔家わけ⑩一九三頁〕「瀧ケ水心岳寺」（寛保二年四月十八日条）

〔後編①二四九頁〕「瀧ヶ水」

〔後編②五九二・五九四・六五七頁〕「瀧ヶ水」

〔附録②七七六頁〕「瀧ヶ水」

〔寔藩一四二頁〕「瀧水山」(山の名前)、「瀧ヶ水海辺」(地誌⑤二三三頁)は、

この史料の引用)

〔地誌④一四三頁〕「帖佐瀧ヶ水」

〔地誌⑤一二三・一二四・一二九・一三五・一七七頁〕「瀧ヶ水」

〔地誌⑤一二四頁〕「帖佐瀧水」「瀧水帖佐地名」

〔地誌⑤一四三頁〕「瀧ヶ水」

〔地誌⑤一四六頁〕「脇元村の海辺瀧ヶ水」

〔薩隅日地理纂考〕三八七・三八九頁〕「瀧ヶ水」

〔『三国名勝図会』③五九一頁(新潮社)〕「瀧水山心岳寺」 「瀧ヶ水」

〔県史料集⑬〕「本藩人物誌」五〇・一二九・一三四・一九五・一九七・二四三頁〕「瀧ヶ水」

〔県史料集⑬〕「本藩人物誌」二四三頁〕「帖佐瀧ノ水」

〔県史料集⑮〕「備忘抄・家久公御養子御願一件」八九頁〕「瀧ヶ水」

〔県史料集⑮〕「三州御治世要覧」七六頁〕「帖佐瀧ヶ水心岳寺」

〔三州御治世要覧〕二十六、下、(島津家本一さー12ー33ー328ー31) リール番号一三・コマ番号八六〇〕「瀧水山 福昌寺末寺 心岳寺」

〔県史料集⑳〕「本藩地理拾遺集下」六頁〕「瀧ヶ水」

〔県史料集㉑〕「本藩地理拾遺集下」三二頁〕「瀧ヶ水村」「瀧か水」

〔県史料集㉒〕「本藩地理拾遺集下」三三頁〕「瀧水山心岳寺」

〔県史料集㉓〕「薩藩名勝志(その三)」七八頁〕「瀧水山心岳寺」

〔県史料集㉔〕「伊地知権左衛門日記・先君掖官遺抄」二二頁〕「瀧ヶ水」

〔県史料集㉕〕「加治木古老物語・薩藩雑事録・雑事奇談集・旧薩藩奇譚日記集上・下」五〇・一〇五・一一三頁〕「瀧ヶ水」

(二) 龍(竜)ヶ水 りゅうがみず

〔市来②七頁〕「鹿児島湾龍ヶ水村」

〔忠義①七六七頁〕「御船二接シタル龍ヶ水ト云ヘル一小村」

〔忠義②一一三頁〕「鹿児島湾龍ヶ水村」

〔忠義②五四八頁〕「龍ヶ水三船明神岬」

〔忠義②五七四・五九七頁〕「龍ヶ水」

〔忠義④二五四頁〕「磯山龍ヶ水辺」

〔忠義⑦九五三頁〕「鹿児島龍ヶ水沖」

〔斉彬②九三八頁〕「花倉・龍ヶ水辺」

〔斉彬③五三・五二二頁〕「花倉・龍ヶ水辺」

〔斉彬③六三〇頁〕「城下ノ東北凡二里許龍ヶ水ノ洋合ナリ、(中略) 東ハミフ

ネトテ」

〔西南③七四二頁〕「花倉・龍ヶ水辺」

〔西南④四二九頁〕「花倉坂・龍ヶ水等」

〔県史料集㉖〕「三州御治世要覧」一二四頁〕「瀧水山 福昌寺末寺 心岳寺」

〔薩隅日地理纂考〕三八六頁〕「龍ヶ水」

〔寔島県実測図〕陸軍参謀局、一八七七年〕「龍ヶ水」

〔島津歳久公墓碑銘〕明治十一年十二月三日(始良町郷土誌 増補改訂版)一七四〜一七五頁、一九九五年)〕「帖佐竜箇水」「竜箇水」

(三) 塩ヶ水 しおがみず

〔新納②二七四頁〕「塩ヶ水」

〔県史料集㉗〕「小松帯日記」九四頁〕「塩ヶ水」

〔伊能図(大図)九州沿海図巻第一〇・一七〕(東京国立博物館蔵)文化七年

(始良市誌 別巻1 資料編 絵図・地図・空中写真)一九頁、始良市、二〇

一六年)〕「塩ヶ水」

〔県史料集⑩〕「伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説」四三頁〕「塩ヶ水」

〔県史料集⑩『鹿児島県地誌上』一〇二頁〕「塩瀧ヶ水」

鹿児島市吉野町の国道一〇号線沿い、磯から花倉・三船を経て「竜ヶ水」がある。ここにはJRの「竜ヶ水」駅、「竜ヶ水」バス停などもある。

この「竜ヶ水」は、しばしば史料に登場する地名である。これを『日本歴史地名大系第四七巻 鹿児島県の地名』（平凡社、一九九八年）で調べてみると、「滝ヶ水（現竜ヶ水）」（一八〇頁）・「背後の吉野台地から急流の小川（竜ヶ水）」（一八二頁）・「滝ヶ水（竜ヶ水）」（一八三頁）などと書かれている。「瀧（滝）」は「たき」とは読むが、「りゅう」という読みはない。つまり「滝ヶ水」は「たきがみず」と読めることになる。これが「竜ヶ水」と同じとはどういうことなのであろうか。あるいは「急流の小川」の名前なのであろうか。

『鹿児島県史料』や『県史料集』を中心に史料を集めてみると、右のような結果になった。これを大まかに言えば、明治二（一八六九）年頃（忠義⑥四四五頁）にある明治二年十二月の知政所達書「迄は（一）「瀧（滝）ヶ水」が使われ、明治四（一八七二）年頃（薩隅日地理纂考）の編纂年以降は（二）「龍（竜）ヶ水」に変化したと言えそうである。（二）の「市来」・「忠義」・「斉彬」等の内容は江戸時代であるが、市来四郎により編纂されたのは明治十（三十）（一八七七〜一八九七）年代頃である。

また、「麓藩一四二頁」では、「瀧ヶ水海辺」に「瀧水山」という山があったという説明がなされているが、現在、地図を調べてみてもこのような名称の山は見当たらない。『三国名勝図会』には、元々この地域は「脇元村瀧ヶ水」という場所で、そこに心岳寺という寺を建てたことが見える。そのため心岳寺の山号が「瀧水山」とされたようである。

これは山号であるので音読みすれば、『薩藩名勝志』のように「ロウスイサン」と読めるが、訓読みすれば「麓藩一四二頁」・「地誌⑤二二三頁」にあるとおり、「ダクガミツヤマ」とも読める。従って、地名としての「瀧（滝）ヶ水」は「ロ

ウガスイ」ではなく「ダクガミズ」と呼ばれたものと推測される。但し、「瀧（滝）ヶ水」を普通に読めば「たきがみず」と読めるが、「ダクガミズ」は「滾たぎる」（川の水などが勢い激しく流れる。さかまく。わきあがる。『日本国語大辞典』第十二巻、七〇二頁）の転訛語なのであろうか（後述）。

先に、「瀧（滝）ヶ水」から「竜ヶ水」への変化の時期を明治二〜四年頃に求めたが、この点をもう少し考えてみたい。明治四年成立の『薩隅日地理纂考』の三八六頁で「龍ヶ水」、三八七・三八八頁で「瀧ヶ水」と書かれている。前者を単に、「龍」にさんずいを付け忘れたミスと捉えることもできるが、ちょうどこの頃が「瀧ヶ水」の表記から「龍ヶ水」へ変化する時期で、地名の表記が不安定になっており、そのため二通りの表記が混在してしまった。つまりこの頃が変化の時期とみることも可能であろう。表記が変化する理由は不明である。

また「地誌⑤一四三頁」は、漢字の表記は「瀧ヶ水」だが、ルビが「リヤウカミツ」となっており、これも二通りの表記が混在した形になっている。この部分で書かれた年代を明らかにすることは難しいが、同じ文章中に、「心岳寺と称せしを、寺を廢して明治三庚午の年其地に一社を建立し」（一四二頁）などと書かれているので、この事例も先の『薩隅日地理纂考』と同じ様に考えることが可能であろう。

更に、『県史料集⑫『三州御治世要覽』一二四頁』では、心岳寺の山号が「龍水山」となっているが、『三州御治世要覽』三十六、下、（島津家本一）一〇一・一〇二・一〇三（31）リール番号一三三・コマ番号八六〇）では同じ箇所が「瀧水山」となっている。いずれも写本であるが、これまでの事例から後者が正しいことは言うまでもない。前者が単純に間違ったのか、あるいは意図的に「龍」にしたのかは分からない。

また、『県史料集⑬『本藩人物誌』二四三頁』の「滝ノ水」も興味深い表記である。「滝ヶ水」の「ヶ」は助詞の「が」と同じで、所有・所属を示す「の」と同じ用法と考えれば、本来は「滝ノ水」であったところから、「滝ヶ水」が生ま



れたとも考えられる。用例が少なく断定はできないが、注意を要する表現だと思われる。

(三)の「塩ケ水」であるが、「新納②二七四頁」は安政四(一八五七)年十月十五日、「県史料集②『小松帯日記』九四頁」は文久元(一八六一)年十二月三日の記事で、いずれも宍狩りをした時のものである。この「塩ケ水」は、文化七(一八一〇)年の「伊能図(大図)九州沿海図巻第一〇・一七(東京国立博物館蔵)」によれば、大崎ヶ鼻の南に書かれており、現在の「竜ヶ水駅」の辺りに相当すると思われる。

同様に、大正七(一九一八)年の重富村と磯島津家との訴訟の際に描かれた、「重富村山林訴訟図(参)」(『始良市誌 別巻1 資料編 絵図・地図・空中写真』一一四〜一一五頁)にも、大崎の南、三船よりも北に、「塩ケ水」と書かれている。つまり、現在の「竜ヶ水駅」がある辺りは、幕末から大正七年の頃まで、「塩ケ水」と呼ばれていたのである。

それでは「瀧(龍)ケ水」はどこかといえば、「地誌⑤一二四頁」の記述が参考になる。すなわち「寛文十三年、帖佐郷ノ平松ヲ重富邑トナスニ及テ、平松村ニ属スル瀧ケ水ハ飛地トナリ帖佐郷ニ属セシカ、明治御一新ノ前ニ方リ旧藩中検地ノ際、鹿兒島吉野村ニ属ス、故ニ実測図ノ如キモ大崎岬ヨリ瀧ケ水及心岳寺跡等ハ大隅国始羅郡ニ属シ、国界分明セリ、」とある。つまり、明治維新の前に行われた検地で、大崎岬よりも北側の瀧ケ水・心岳寺跡等は、大隅国に属し、大崎岬より南は薩摩国に属すことになり、国境が明らかになったというものである。

更にもう一例、「地誌⑤二二五頁」の記述を検討したい。元龜二(一二五七)年の帖佐の船戦のことが書かれている場面である。すなわち、「肝付省釣等兵船を浮へて鹿兒島を襲ふ、陸に上る事を得ず、船を転じて花倉・美船(鹿兒島吉野村の海辺也)及び桜島の松浦・西道等を侵掠す、帖佐地頭平田新三郎昌宗船を發して救んとて敵と大崎(当邑脇元村の海辺)に遇ふ、退て瀧ケ水に抛て防

き戦ふ、敵兵力ら及はず却き走る、」とある。肝付省釣等が攻めて来た時、鹿兒島に上陸しようとしたが叶わず、船を転じて鹿兒島の北、花倉・美船(三船)や桜島等を侵掠した。これを迎え撃つたのが帖佐地頭平田新三郎昌宗で、船を出して救おうとして大崎で敵と遭遇した。そこから退いて瀧ケ水に抛つて防戦したというものである。肝付方は大崎よりも南から北に向かって来ているので、帖佐地頭平田氏は大崎よりも北にある瀧ケ水に退いて防戦した筈である。つまり、瀧ケ水は大崎の北側にあったことになる。

また、『甕島県実測図』陸軍参謀局、一八七七年」に見える「龍ケ水」も、大崎の北に書かれている。

以上要するに、大崎の北側が「瀧(竜)ケ水」、南側は「塩ケ水」という地名であったということになる。現在の「竜ヶ水駅」は大崎の南側、つまりかつての「塩ケ水」であった場所に相当する。

それでは何故、現在は「塩ケ水」と呼ばないで、「竜ヶ水」と呼ばれているのであろうか。推測であるが、これは鉄道の駅名と関わりが深いものと思われる。

「竜ヶ水駅」は大正四(一九一五)年八月七日に新設された(『始良市誌 別巻3 資料編 新聞記事(明治・大正編)』一三七五号)。明治三十四(一九〇一)年九月頃から、心岳寺詣の参拝客が激増していくことが、新聞にしばしば報じられている(『同前』一二四・一二五・一四七・二八〇・四三〇・五五三号など)。

「竜ヶ水駅」ができる前は、「重富駅」から徒歩で心岳寺まで参詣していたようである、それでは不便だという声次第に強くなっていき、明治四十(一九〇七)年頃には「心岳寺特設仮停車場」の設置計画が持ち上がり(『同前』五五四号)、同四十四(一九一〇)年には、「心岳寺仮停車場」が見える(『同前』七四七号)。「竜ヶ水」がどのようにして駅名になったか、新聞記事にはその経過は見られなかった。

この点に関して平田信芳氏によれば、明治の頃、竜ヶ水の人たちは殆どが「塩屋」姓を名乗り、製塩業に携わっていた。そのため地名としては「竜ヶ水」で

はなく「塩ケ水」と呼ばれたという。鉄道の駅名としては、「塩ケ水」では良くないので、「竜ケ水」と付けたという考えを述べている(『地名研究会報』第九〇号、二〇〇五年)。これなどが参考になるかと思われる。

〔県史料集⑩『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説』四三頁〕・〔県史料集⑯『鹿児島県地誌上』一〇一頁〕は、いずれにも、「塩ケ水」に対して「竜ケ水」、「瀧ケ水」という原注が付されている。前者が作成された年代は不明であるが、内容から江戸時代末頃以降かと推測される。後者は明治十七(一八八四)年に鹿児島県から政府に提出されたものである。原注が付された時期も不明である。この原注を付した人物は「塩ケ水」が間違いであると思いついた付したのであろう。更に推測を逞しくするならば、それは「塩ケ水」が忘れ去られて、専ら「龍(竜)ケ水」と呼ばれていた頃であったのかもしれない。

もともと「塩ケ水」と呼ばれた場所に、大正四年、「龍(竜)ケ水駅」ができると、地名の「龍(竜)ケ水」が著名になっていき、やがて「塩ケ水」を圧倒していった。明治三十五(一九〇二)年の地理院地図(『今昔マップ on the web』<https://ktgis.net/kjmapw/index.html>)一〇二四年一月五日閲覧)には、現在の竜ケ水辺りに「龍水」の地名が見え、そこに「ジガミ」のルビが振つてある。この「ジガミ」は「塩ケ水」(シオガミス)が詰まった鹿児島弁特有の変化であろう。つまり、この元々の地名「シオガミス」と、「龍(竜)ケ水」が混在してしまった表記であろうと思われる。

「龍(竜)ケ水駅」ができる前のこの地図に、現在の「竜ケ水駅」近辺を「龍水」と記すのは、大崎よりも北が「龍(竜)ケ水」であったと言ってきたこれまでの論述と矛盾している。これは、狭い地域を示す地名(大崎の北側の「龍(竜)ケ水」と、広域を示す地名(大崎を挟んだ南北地域の総称)と二通りの使われ方をしていたためではなからうか。現在でも漠然とこの大崎付近一帯を竜ケ水と呼ぶことがある。

以上の考証が認められるならば、「龍(竜)ケ水」の「龍(竜)」の漢字に殊

更に意味を求めようとするこれまでの地名由来の解釈は、再考する必要があると思う。

\*例えば、「良質の湧水があるので、竜ケ水の地名がある」(渡辺光他編『日本地名大辞典一九州』四八一頁、朝倉書店、一九六七年、鈴木公氏執筆)とか、「竜が下ることく土石流が下るといふ喩えの地」(小川豊『あぶない地名―災害地名ハンドブック』二二四頁、三二書房、二〇一二年)などがある。

「竜」よりもむしろ「瀧(滝)」について由来を求めなければならないと思われる。「タキ・ダキ」は「山地の地崩れ、急傾斜地や崖を指す地名」(『同前』一三六―一三七頁)の謂がある。また、「麓藩一四二頁」の「瀧水山」に振られていた「ダクガミツヤマ」というルビは、「ダク・ダクは滾(タギ)の転訛語、地崩れ、急傾斜地や崖を指す」(『同前』一三八頁)地名と理解すべきではなからうか。(栗林)

## 六 最ト さいと・もつと・いと

- 〔市来②五三頁〕「聖意最ト深重ナル御文外ニ溢レタリ、」
- 〔市来②七六頁〕「其式最ト厳肅ナリシトソ、」
- 〔市来②一四三頁〕「如此ナルモ長藩ヲ以テ最トス、」
- 〔市来②二〇四頁〕「最ト珍シトセラレタリトソ、」
- 〔市来②二六六頁〕「御接待ノ式最ト鄭重ナリ、」
- 〔市来②二八三頁〕「寛急從意馳驅スル者最ト盛ナリ、」
- 〔市来②二九一頁〕「其式最ト厳重ナル者ナリキ、」
- 〔玉里⑥三五〇頁〕「尤器械中ニ於テ蒸氣機関ヲ以テ最トスル由ナリ、」
- 〔玉里⑥四二六頁〕「終ニ公平ナル政治ハ共和ヲ以テ最トスヘシト云ニ至リ、」
- 〔玉里⑨三八五頁〕「以全争於天下ヲ最トスルヲ云レシモノ也、」
- 〔玉里⑩三四九頁〕「凡ソ夷人ノ愛スル所ノ最トスルハ石炭也、」

〔忠義④三頁〕「実二最と思召と計ニて、暫ハ御当惑之体ニて、」

〔忠義④六六九頁〕「多クハ門閥官ヲ以テ是力最トス、」

〔斉彬②八九三頁〕「大量装葉九斤八両ヲ最トス、」

〔斉彬③五八〇頁〕「態と欺くは欺きたり、最と本意なし、」

〔斉彬③一〇四二頁〕「誠ニ無用之最と奉存候、」

当初、これは、「最トモ」から「モ」が欠落したものかと考えていたが、改めて『鹿児島県史料』を検索してみると、右のようにいくつも事例が出てきた。どうやら単なる誤記ではなさそうである。

次に問題となるのは読み方であるが、『鹿児島県史料』にはルビが付いた用例が見られなかったので、近代の文学作品に使用例を求めてみると、次の様な事例が見られた。

### ① 「さいと」と

(イ) 福沢諭吉『日本男子論』一九〇頁(『福沢諭吉著作集』第10巻、慶應義塾大学出版会、二〇〇三年)

「凡そ今の日本人として現在の愉快、後世子孫の幸福は何を以て**最**とするやと尋ねたらば、独立の体面を維持して日本国の栄名を不朽に伝うるの外なかるべし。」

### ② 「もつと」と

(イ) 二葉亭四迷『平凡』三三七頁(『現代日本文学全集1』筑摩書房、一九五六年)

「私は又嬉しくなつて、此様な事なら**最**と早く敬意を表すれば好かつたと思つた。」

### ③ 「いと」と

(イ) 福田英子『妾の半生涯』四二頁(岩波書店、一九五八年(第一刷)、一九八三年(第二五刷改版)を使用)

「母上兄妹の善なきを喜びて、さて時ならぬ帰省の理由かくかくと述べけるに、兄は**最**と感じ入りたる体にて始終耳を傾け居たり。」

(ロ) 内村鑑三『基督信徒のなぐさめ』三九〇頁(『現代日本文学大系2』筑摩書房、一九七二年)

「然れども永遠より永遠に至る迄我の所有し得べきものは神なり、人霊の価値は彼は**最**と高き神より以下のものを以て満足し能はざるにあり、」

① 「さいと」とは、『日本国語大辞典』によれば、名詞の「最」に、「ナリ・タリ」が付いて形容動詞として用いられる。「程度がもつともはなほだしいこと。また、そのさま。多くは、一番すぐれたさまにいう。第一番。第一等。主要。現在では、多く「最たる」の形で用いる。」とあって、『名語記』の「ぼうは棒也。音のよみを**最**とせり。」という用例を掲載している(第八巻、五三四頁)。

② 「もつと」とは、「すでにあるもの、または示されたものに、さらにその量や程度をつけ加えるさまを表す語。その上に。なお一層。」(『日本国語大辞典』第十九巻、三二二頁)の謂である。

③ 「いと」とは、「①程度のはなほだしいさま。②事態が並々でない、常態以上の程度に出ることへの詠嘆、強調。」(『同前』第二巻、一五八頁)を意味し、それぞれ肯定・否定両方の意味で用いられる。

①②③いずれも意味的にはほぼ同じであるので、一律に読み方を決めることは難しい。実際の文脈に当てはめてみて、意味がスムーズに通るかどうかが検討する必要がある。

(栗林)

### 七 専心、唯今モ せんしん、ただいまモ

〔市来③四校ゲラ〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺専心**唯**、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」

〔玉里②三五五頁〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺専心**推**、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」

〔忠義②五五二頁〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺  
専心推、今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」

〔「忠義公史料」文久三、九、(島津家本<sup>一</sup>さ<sup>二</sup>14<sup>一</sup>20<sup>一</sup>5) リール番号三五三・  
コマ番号五五四〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致議奏参政辺専  
心唯今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ」

〔市来③二三五頁〕「久留米水天宮神主牧和泉守トカ申者建白致、議奏・参政辺  
専心、唯今モ建白之ケ条欲被行場合ニ至リ、」

これは〔市来③〕の校正合わせの段階で明らかになった事である。もともと  
この文書は〔玉里②三五五頁〕に収められており、「議奏・参政辺専心推、今モ」  
とされていた。〔忠義〕の底本(「忠義公史料」文久三、九、リール番号三五三・  
コマ番号五五四)では、「議奏参政辺専心唯今モ」となっている。つまり〔玉  
里②三五五頁〕が「推」とする箇所を、「唯」としていたのである。〔忠義②〕  
では編者が、「忠義」の底本よりも「島津忠承氏蔵本」(〔玉里②三五五頁〕の底  
本である玉里島津家史料のこと)の方が正しいと判断して、「島津忠承氏蔵本」  
で校訂し〔忠義②五五二頁〕のように、「議奏・参政辺専心推、今モ」とした。  
その後、〔玉里②〕が刊行される際に、当然「忠義②五五二頁」が参考にされた  
ものと思われ、読点の打ち方も全く同じである。

〔市来③〕の校正段階では、「忠義②五五二頁」と〔玉里②三五五頁〕の「心  
推」が正しいということを前提にして、「心唯」に対して、「心酔力」という  
行間注を付していた。しかし、校正の合わせの過程で、読点の打ち方を変えて  
みれば、「忠義②五五二頁」や〔玉里②三五五頁〕に拠らなくても、充分意味が  
通じるという結論に達した。その結果が〔市来③二三五頁〕で、「議奏・参政辺  
専心、唯今モ」としたわけである。

玉里島津家史料は伝来の「筋」が良く、正文・原本ばかりで信頼に足る史料  
だと、知らず知らずのうちに考えてしまっているところがないであろうか。勿

論、正文・原本も多いのだが、よく考えてみれば、玉里島津家の編輯所職員が  
蒐集して、筆写した史料も少くないのである。当然、そこには書き間違いや  
写し間違いが発生する。玉里島津家史料を絶対的に信頼して、市来四郎による  
編纂物である『旧邦秘録』(〔市来③〕の収載史料)を信用しないという態度は  
改められなくてはならないことを痛感した。(栗林)

## 八 則死 そくし

〔市来④四頁〕「砲彈左ノ腋下ニ当リ則死ナリ、」

〔名越③一〇三頁〕「一<sup>寅</sup>年之人三月巳日、則死ス、(中略)一<sup>午</sup>年之人十月午日、

則死ス、一<sup>未</sup>年之人十一月子日、則死ス、一<sup>申</sup>年之人六月十一月子日、則死ス、

一<sup>酉</sup>年之人六月酉之日、則死ス、一<sup>戌</sup>年之人正月卯日・巳日、則死ス、一<sup>亥</sup>年

之人九月巳日、則死ス、」

〔名越⑥九二頁〕「一則死千百七拾八人(中略)一則死牛式疋」

〔名越⑧三四九頁〕「其橋成就すると彼作たる者ハ則死すといひ伝えたり、」

〔忠義③五九頁〕「英船及損傷船將等則死、手負人も不少候と取沙汰有之、」

〔忠義⑤八三頁〕〔玉里⑤四六六頁〕「歩兵奉行窪田備前守も則死、同役佐久間

近江守手負、」

〔忠義⑦二〇頁〕「若愚誠不貫則死不已也、願察此事遂告別而発美二月十五日也、」

〔玉里①二九七頁〕「然る処徒党之内、六人程も則死、其内御前ニは御下乗ニ<sup>而</sup>

坂下御門<sup>江</sup>御入ニ相成、」・「一徒党之人數六人程則死、拾壹人程生捕、其内手

負六七人御座候由、」

〔玉里②三六四頁〕「去ル朔日前之浜<sup>江</sup>着船ニ<sup>而</sup>一旦談判有之、其後砲發英船及

損傷船將等則死、手負人も不少候と取沙汰有之、」

〔玉里⑤四〇九頁〕「乍去前書申上候通慶喜既ニ寛典ヲ奉蒙候上は、其余厳刑ニ

難被為処、則死一等を減し相当之御処置不被為在候<sup>而</sup>は、」

〔玉里⑥二〇頁〕「今為大臣謀之、当密詣闕自明、猶不能回照、則死未晚也、人

言僕貌肖大臣、請以身代、即伏劍而死、

〔玉里⑥四七頁〕「有此則活、無比則死、故保民乃所以自保也、国朝之定租税、已輕於二十取一矣、」

文脈からみて「即死」（即時に死ぬこと。事故などで、その場ですぐ死ぬこと）『日本国語大辞典』第十二巻、三四八頁）のことと思われる。国語辞典や漢和辞典には、「即死」のみで、この「則死」は見られない。あるいは「すなわち死す」と読める場合もあるかもしれない。また、「玉里⑤四〇九頁」は、「すなわち死」と読むのであろう。

（栗林）

## 九 法蘭西 フランス

〔市来④九頁〕「英法〈英国・仏国〉公使致書政府、請大臣来議、」

〔玉南②二四二頁〕「法蘭西の蒸気軍艦船号ドプレイ、今月七日〈我七月十八日〉入津せしに依て一、二の雜報を得たり、」

当初〔市来④九頁〕の校正中、「英法」に対して、「英仏カ」という行間注を付していた。しかし、割書に「仏国」とあつて重複するので不自然であると考へて改めて調べなおしてみた。すると『大漢和辞典』に、「法蘭西」が「フランスの中国語表記」である旨が載せられていた（第六巻、一〇五四頁）。つまりこの「英法」というのは、『旧邦秘録』（市来④）の収載史料）が編纂された当時、一般的に使われていたフランスの漢字表記とは異なる表記であったため、わざわざ割書で「仏国」と断つたのである。「英法」は「英国の法律」という意味ではなかったのである。

改めて『鹿兒島県史料』を検索すると、他に〔玉南②二四二頁〕一例が検出できた。

（栗林）

## 十 疊卵 じょうらん

〔市来④三八頁〕「当時ノ形勢危殆疊卵ノ如クナルヲ憂ヒ、」

〔玉里⑥六二六頁〕「政刑得失之筋目篤と御吟味無之候、而は疊卵之危急目前ニ御座候間、新奇之珍政を止め苛酷之繁令を廃し、」

〔玉里⑥六四八頁〕「尚千仞之石を以疊卵之上ニ投するか如し、何そ兵士を工商ニ倣習して以敵ニ可勝哉、」

〔玉里⑥六五七頁〕「国家之危急旦夕ニ迫て疊卵よりも甚敷、天下之亡滅今翌ニ近して薄氷よりも危し」・「夫急之則其節短而千仞之名以疊卵を毀よりも安し、」

〔玉里⑦一二六頁〕「誠ニ王室ノ危篤疊卵ノ如シ、」

「疊」には「かさねる・かさなる」（『旺文社漢和辞典 改訂新版』七六八頁）の意があるので、「疊卵」とは、「卵をかさねること」、つまり「卵をかさねるよ

うに危なつかしいこと」という意味であつたと思われる。

『鹿兒島県史料』の中では、「累卵」（卵を積み重ねること。きわめて不安定で危険な状態のたとえ。『日本国語大辞典』第二十巻、四五二頁。同書には他に「累卵の危うき」という慣用語も見える）の用例が殆どであつた。しかし、事例は少ないが「疊卵」という言い方も同じ様な意味合いで使用されていたことが確認できるのである。

（栗林）

## 十一 困究 こんきゆう

〔市来④七一頁〕「多人數之儀ニ而困究者等格護方行届兼、」

〔玉里①二七三頁〕「殊ニ長州杯ハ、両三年跡隣国石州浜田御困究ノ砌、米壹万石借用、」

〔玉里④五六頁〕「旧冬中屋敷御取揚之事有之、甚困究被致候由、」

〔玉里④四〇六頁〕「幕も内輪別而混乱之模様ニ被察、実ハ一・会・桑之三藩も困究ヲ究め候様子ニ被察申候、」

〔玉里④五五九頁〕「また一長を生し可申、且士民之困究（註）より禍藪牆の内二起り候儀等ハ、」

〔玉里⑤三七〇頁〕「大坂之通路を久敷被塞候（註）ハ大ニ困究可仕と相考居候処、案内急速ニ相開、」

〔玉里⑥七三頁〕「都（註）月々日々困究（註）を待之外有御座間敷、一昨年之戦争以来、道々御一新二乗し、」

〔玉里⑦一二四頁〕「四海困究之砌ニ依テ、御身辺さへも御減縮相成、」

〔玉里⑦一四〇頁〕「物品余リアリテ国家困究セザルコトヲ得ズ、」

〔玉里⑩五二二頁〕「御三家ヲ初一所持・寄合ニ至リ所帯方困究ノ面々多、皆今日之不取締ヨリ必迫ニ至リ名実相違、」

右の他に、「忠義」には十四例ほど所見があるがここでは省略した。この「困究」は例文を見る限り、「困窮」（「どうしてよいかわからないで物事の処置に苦しむこと。特に、貧乏で苦しむこと」『日本国語大辞典』第八巻、四八二頁）と同義で使用されているようである。国語辞典・漢和辞典等には「困究」は掲載されていなかった。

「窮」は「きわまる。きわめる」（『旺文社漢和辞典 改訂新版』八三〇頁）、  
「究」も同様の意味があるので『同前』八二七頁、「困」（苦しむ）が「きわまる」（究・窮）という意味になるのである。（栗林）

## 十二 東福城 とうふく（か） じょう

〔市来④八七頁〕「○東福城」

〔地誌①五七頁〕「西ハ茶屋之松東福か城、是ハ中古梶原氏之城と也、」

〔地誌⑤一八六頁〕「其後鹿兒島東福ヶ城ニ御移之由、」

〔季安③九七頁〕「後鹿兒島東福ヶ城（註）へ迂玉フ、」

〔麿藩一九頁〕「東福城」

〔倭文麻環〕九（島津家文書 76・13）、リール番号一五三・コマ番号四六七）  
「東福城」

『鹿兒島県史料』を検索すると大部分は「東福寺城」として現れる。この城は、『三国名勝図会』巻之七によれば、鹿兒島郡鹿兒島の坂本村にあり、当時は安養院の寺山であったという。中世以来の諸合戦で使用された城ということ、幾つかの史料を上げている。

また、安養院は真言宗大乘院の末寺で、諏訪神社の別当。中世にはこの場所に東福寺惣持院と呼ばれる寺院があったという（『三国名勝図会』巻之四）。『島津国史』巻之五では「東福寺即今安養院地」とする。

そこで、「市来④」の校正の段階では、「○東福城」に対して、「東福寺城力」という行間注を付していた。その後、たまたま『倭文麻環』を手にとって、何とはなしに眺めていると、一枚の挿図が眼に留まった。そこには鹿兒島城の北東部の絵図が描かれていたが、「東福寺城」がある場所に、「東福城」と書かれていた。

このことをきつかけにして、他にも同様の史料がないか検索してみると、右に上げたように、「地誌」「季安」「麿藩」などが見つかった。「福」と「城」の間に「か」や「ヶ」が入る場合があるが、重要な点はいずれも「寺」がない事である。「東福城」も「とうふくがじょう」と読まれた可能性もあるが、文字通り「とうふくじょう」と読んだのかもしれない。「東福か（ヶ）城」というのは「東福の城」（「東福寺の城」を省略したものか）という謂なのであろう。

従って、「東福寺城」と呼ぶ場合が多かったが、稀に「東福城」（「東福か城」「東福ヶ城」）とも呼ばれたのである。この結果をうけて「市来④」では、行間注を付すことはしなかった。（栗林）

## 十三 些下 ちト・ちつト

〔市来②三七頁〕「些ト巖シク聞ヘシナラント御晒ナサレシ由ニ御座候、」

〔市来②三八頁〕「菱刈夫〔小嶋カ〕（菱刈李之介）大坂迄出掛ラレ候処、些ト不都合ノ向

ニテ今ニ大坂へ滞在ニテ、近日蒸気船江戸へ廻船便ヨリ帰戸ノ賦ニ御座候、」

〔市来④一七五頁〕「其御説ハ些ト承知致シ兼ネタリ、」

〔名越⑧九九頁〕「数千人ニテ梁山ニ押シ寄取圍ム、サレトモ入道如水ハ日本ニ  
テモ数度嘗レヲ頭ハセル良将ナレバ、些トモ騒カズ、」

これは『日本国語大辞典』にあるように、「ちと・ちつと」と読むことができ  
る（第十三巻、三七六頁）。『広辞苑 第四版』では、「ちと」に「少と」の用例  
も上げている（一六五二頁）。

（栗林）

#### 十四 鳥度 ちよつと

〔市来④二三七頁〕「万国公法官版出来ニ付可差出ト存候処、幸今日出来、帰国  
之兩人鳥度立寄候間、相頼御廻申上候、」（忠義③二〇八頁）も同文

〔玉里③五一九頁〕「私江は以来面会不相成段差留申候、乍然鳥度目通り丈は差  
免し候旨、」

〔新納①一一一〜一二二頁〕「一筆致啓達候、先以御家中可為御無事珍重存候、  
此内は鳥度致貴面段々預御厚志不残忝存候、」

〔西南①六頁〕「一翌廿五日警視庁内ニテ川路利良へ鳥度面会ノ節、」

『日本国語大辞典』には、「ちよつと」に「一寸・鳥渡」の漢字を宛てている  
（第十三巻、五六六頁）。「鳥渡」と「鳥度」は漢字は異なっているが、「渡」も  
「度」も「と」と読めるので、「鳥度」も「ちよつと」と読んだものと思われる。

（栗林）

#### 十五 龍（竜）眼 りゅうがん・りょうがん

〔市来②一〇五頁〕「〔此時 天氣殊ニ麗シク、近年本日ノ如ク 龍眼ノ麗カリ  
シハナカリシトソ、〕」

〔市来④二五五頁〕「龍眼龍カヲ拝セラレ、進テ御下段ニ於テ 天盃御頂戴、」

〔忠義①二〇六頁〕「賄賂金錢ヲ以テ関白〔小嶋カ〕殿下ヲ誣惑イタシ、無勿体モ龍眼ヲ可  
奉暗ト、隠謀秘計不一方候処、」

〔忠義①四七三頁〕「主上深ク御悼惜被遊、辱クモ 龍眼ニ御涙ヲ被為酒、」

〔忠義③一九四頁〕「而シテ小御所三ノ間南廂ニ於テ 龍眼龍カヲ拝シ玉ヒ、進ンテ

三ノ間ニ於テ 天盃御拝戴、」

〔忠義④三三八頁〕「直ニ 玉座江被為敷、然処其後竜眼モ御開披遊兼候御様体  
被為成、」

「龍眼」には「植物の名称」と「天子の目」の二通りの意味がある。後者は

「龍」に「天子。天子に関する物事の上につける」（『旺文社漢和辞典 改訂新版』  
一二三〇頁）という意味があることからきたものである。〔市来④二五五頁〕の

例文は、「龍眼」の後に「拝セラレ」が続いているが、例えば「尊顔を拝す」な  
どと言うように、「拝スル」のは「顔」であろうから、「龍顔カ」という行間注

を付した。実際、〔市来④二六五頁〕では、「龍顔」を拝し天杯を頂戴している  
ことが見える。〔忠義③一九四頁〕の事例も同様である。

「龍顔」は「天子の顔。天顔」のことであるが、「りゅうがん」の後に「涙」  
が来る場合は、「顔」でも「眼」でも、どちらにも付く場合がある。例えば、源

平盛衰記一七・康頼造卒塔婆事では、「叡覽有テ龍眼より御涙を流させ給ひ」（『日  
本国語大辞典』第二十巻、三九〇頁）とあり、高野本平家一六・小督には、「龍

顔より御涙をながさせたまふ、浄瑠璃・国性爺合戦一では「君は怒れるりや  
うがんに御涙をかけながら」（『同前』三九〇頁。後者の事例について、同書は

「龍顔」の例文として掲出している）の如くである。眼から涙が流れるのは当  
然であるが、顔から涙が流れると言っても間違いだとは言いい切れない。読みも

同じであるし、意味もかなり近い事からこのような混乱が生じて来るのである。

右に上げた例文で、暗くするのは眼でも顔でもあり得るが（「忠義①二〇六頁」）、開くのは顔ではなく眼であろう（「忠義④三三八頁」）。（栗林）

## 十六 脱体 だった

〔市来④二四一頁〕「脱体浪士共諸事異気強キ勢ニ仕掛不相戻」

〔忠義③一八六頁〕「右ハ長崎製鉄所へ此御方御借受ノ蒸気船ニ候処、脱体古船ニテ及痛損為修覆如例日本旗章等相立、」

〔忠義③七二五頁〕「清末之領内山口辺暴徒分居之間ニ挟れ、脱体微力之小家兼て彼等ニ致恐怖候処より、」

〔忠義③七二七頁〕「然ニ小笠原侯脱体御譜代家ニて、御隣国柄政事向旁御檢察之趣、」

〔忠義⑤四一六頁〕「是迄年付ノ儀ハ、格式モ有之事候得共、脱体人別改ノ儀ニ付、」

〔忠義⑦四九七頁〕「此節右源五左衛門江継目申付候処、脱体小身者にて、孫右衛門病死後猶更致難渋居候に付、」

〔忠義⑦六四五頁〕「二代与力可申付者候処、脱体困窮者ゆへ右引替へ右通遣度旨、」

〔玉里④四七三頁〕「御存知被為在敷ハ不奉存上候得共、脱体於御国、酒・焼酎を過分ニ米ヲ潰シ申訳ニ御座候、」

〔玉里⑥三〇五頁〕「当藩何とも難致次第御座候、脱体海外不自由之孤士、全皇国及び支那を便立行、」

「脱体」という熟語は『大漢和辞典』や『日本国語大辞典』等には見えない。

どうやらこれは仏教用語のようで、『広説仏教語大辞典 中巻』に、「①ありの

まま。さどりの迹が消えた、ありのまま。②身ごと、そっくりそのまま。全体に同じ。③身体という意識を離れ、行為そのものになりきった状態。④全身全霊をあげること。」（二一四七頁）とある。また同音異字に「脱退」（ぬけしりぞくこと。ぬけ出ること。加入していた団体や会などをやめること。『日本国語大辞典』第十三巻、九二頁）があるが、あるいは「市来④二四一頁」が当てはまるかもしれない。

ところで、『日本国語大辞典』に、方言として、「だったい…副詞①いっこう。全く。新潟県・福島県、②大きに。はなはだしく。全く。福島県東白川郡・栃木県那須郡」が見える（第十三巻、九二頁）。右に上げた例文に当てはめてみると、こちらの意味で考えた方がしっくりといき理解しやすい場合もあるようである。

新潟・福島・栃木県の方言が何故、薩摩藩の史料に見られるのか不明であるが、かつては当地方でも使用されていたということなのであろう。（栗林）

## 十七 曆面 れきめん

〔市来④二六〇頁〕「但、禁中ヨリ宜秋門<sup>者</sup>西之方江曆面大將軍之凶方ニ付、当年<sup>者</sup>御見合、来丑年早々又ハ寅年吉月良辰相撰、取掛候様可仕事」

〔玉里③三〇八頁〕「但禁中より宜秋門は西方江曆西大將軍之凶方ニ付、当年は御見合来り、丑年又は寅年吉月良辰相撰取掛り可申事、」

この史料は、元治元（一八六四）年四月二十九日の一橋慶喜外四老中ヨリ朝廷へノ請書の一節である。同じ史料が、『徳川慶喜公伝』二巻（九二頁）・『孝明天皇紀』第五巻（二七〇頁）にも収められており、「市来④」と同様に「曆面」となっている。この「曆面」と「玉里③」の「曆西」とどちらが正しいのだろうか。

「曆面」という言葉を調べてみると、辞書類には所見がない。史料上の事例



としては、「玉里⑧二七四号」に「皇国固有曆」が上げられており、その凡例に、「曆面ニ上中下ノ三段ヲ分チ」（同前五六二頁）、「曆面ニ見ユル二十四節ハ即チ太陽曆ナリ」（同前五五四頁）、旧曆の凡例に「曆面モ亦独立ノ体裁ヲナスヘシ」（同前五五六頁）などと書かれていることからすると、「曆の面（めん・おもて）」、つまり、この曆そのものを指していると思われる。

次に「大將軍」であるが、これは「陰陽道でまつる八將臣の一つ。太白星の精で、地に降り四方をつかさどるといわれる。巳午未の年は東、申酉戌の年は南、亥子丑の年は西、寅卯辰の年は北というように、三年ごとに四方をめぐる十二年目にもとの方位へもどる。この神のいる方位は、三年塞（ふさが）りといつて、なにごとにも忌まれた。」（『日本国語大辞典』第十二卷、五七〇〜五七二頁）とある。

この一橋慶喜外四老中ヨリ朝廷へノ請書は元治元年（子年）の史料であるので、この時には大將軍は西の方角にいたことになる。つまりそれがこの史料の意味するところなのである。

七の事例と同様に、これも「玉里」よりも、編纂物である『旧邦秘録』の方が正しかったことを証明することとなった。繰り返しになるが、史料に対するときには先入観を持たずに、虚心になつて当たらなければならないことを、改めて感じた次第である。（栗林）

## 十八 要意 ようい

〔市来④二九三頁〕「粮米・舟船ノ要意嚴重ニシテ」

〔忠義③六〇八頁〕「一左右次第重テ可相達候付、其要意聊無緩疎可相心得事、」

〔忠義④四一〇頁〕「只今大名之内外国へ軍艦・武器等致注文候国段々有之、何之為ニ致要意候義不相分候、」

〔忠義④六〇一頁〕「一私共儀ハ、金子等モ余計ニ兼テ持合無御座候、公儀御要意勘者ニ付テハ、（中略）此上ハ早々御手当ニ相成、御要意御出陣、御尤卜奉

存候、」

「要意」という熟語は漢和辞典や国語辞典等には見えない。文脈からみて、「用意」（①意を用いること。よく気をつけること。深い心づかいのあること。②あらかじめ準備しておくこと。ある事を行なうにあたり、前もって備えておくこと。したく。『日本国語大辞典』第二十卷、六一頁）と同義と思われる。このように、現代用いられる熟語と異なる熟語（同音異字）が用いられている場合は十分な注意が必要である。（栗林）

## 十九 暫時ク しばらく

〔市来④五六頁〕「八幡辺ニテモ行幸、鳳輦ヲ暫時ク駐メ玉ヒ攘夷ノ御軍議アラセラレ度」

〔沓彬③二六〇頁〕「田代カニ階ニ上ラレ、稍暫時ク何乎咄被致」

〔沓彬③三九四頁〕「別座ニ三人ナカラ入り、稍暫時ク及談合候向ニテ」

〔沓彬③三九九頁〕「別室ニ入りテ稍暫時クシテ復席シテ曰ク」

〔沓彬③七四八頁〕「此報知書 御覽、稍暫時ク 御言ニ」

〔忠義②五一七頁〕「稍暫時クニシテ、旗艦空砲四五発シテ運動ヲ初メタリ」

〔忠義③一七五頁〕「因テ暫時ク処分命令ヲ俟ツノ藩論ニ決シタリ」

〔忠義④九七頁〕「為見合暫時ク扣置、退役ノ後及勘考候処」

〔市来③二八二頁〕「其後暫時クアリテ又一双ノ端舟ニ乗来リシハ」

〔国木田独歩』恋を恋する人』一九一頁（『現代日本文学全集 第一五篇（国木田独歩集）』改造社、一九三二年）「それから二人は暫時ク無言で歩いて居ると」

〔同『富岡先生』二三頁（大鑑閣、一九四七年）「村長は腕を組んで暫時ク考えていたが」

〔大岡仁政録』一一一頁（大川屋書店、一九一三年）「勘兵衛ハツと云し切暫時ク返答出来ざりしが」

「暫時」には他にもいくつかの訓が宛てられており、主に近代の文学作品等から確認できたものを挙げると以下の通りである。

① 「ざんじ」

夏目漱石『吾輩は猫である』四三〇頁（岩波書店、一九三〇年）

「いえ、此間中から国へ帰省して居たもんですから、**暫時**中止の姿です。球ももうあきましたから、実はよさうかと思つてゐるんです」

② 「しばらく」

徳田秋江『別れたる妻に送る手紙「前編」』七六頁（南北社、一九一三年）

「そんならお前を何うしようといふのではない。**唯暫時**でも傍へ置いときさへすれば好い」

③ 「しばし」

幸田露伴『連環記』一九七頁（『幻談』岩波書店、一九四七年）

「それも勿体ないが雲辺の禽の影、**暫時**のほどしか心には留まらなかつたのであつたらう」

④ 「すこし」

樋口一葉『たけくらべ』四四三頁（『一葉全集』博文館、一八九七年）

「田町の姉より頼みの長胴着が出来たれば、**暫時**も早う重ねさせたき親心、御苦労でも学校まへの一寸の間を持つて行つて呉れまいか」

⑤ 「しまし」

北原白秋『雀の卵』三三二頁（『雀の卵：三部歌集同巻』アルス、一九二二年）

「吸入器の湯気の触りの頬に痒ゆくいくたびか拭きてな**お暫時**あり」

また、『日本国語大辞典』で「しばらく」の項を引くと、「暫・且・姑・須臾・久濶」の表記が確認できる（第十卷、四五頁）。

（樋口）

二十 私言 ささやき・ささやく しげん

〔市来②九二頁〕「当時街衢ニ私言キタル事ナリシカ一般ニ忿懣シ、」

〔市来②二四九頁〕「参向アリシモノナラント私言キタリシトツ、」

〔忠義①八四頁〕「天下ノ公論ニシテ、偏党ノ私言ニアラズ、」

〔忠義①六九〇頁〕「外事ノ起ルヤ私言急務・時勢条議・接夷私議ノ三書ヲ著ス、」

〔忠義②四八六頁〕「是レ余カ私言ニアラズ、天下ノ公論ナリ」

〔忠義③三〇七頁〕「是余等カ私言ニアラス、天下ノ公言也」

〔忠義⑤六一三頁〕「私言窃ニ聞ク今日之朝議、」

〔芥彬①五〇三頁〕「是非<sup>是香</sup>之私言也、」（玉里①一二八頁）は同文

〔玉里⑥四七五頁〕「皆是レ私言ニ非ス、即チ史伝ナリ、」

〔玉里⑥五四六頁〕「是御軍制建言普通之私言ニテ、田夫野人ト雖トモ聊心思アル族ハ、」

〔玉里⑧四頁〕「皆開眉相慶矣。是非<sup>是臣</sup>一人之私言。請幸見察。」

〔玉里⑧二六七頁〕「是<sup>微臣</sup>之私言ニ非ス、」

〔前編②八五三頁〕「而宛如私言於語耳聾、」

〔後編③六五六頁〕「宵の間か暁かと私言<sup>サヤキ</sup>けるを承り、我身の上ニ聞なし、」

〔後編④七八五頁〕「乍去下々種々私言<sup>サヤキ</sup>など先日より申候、」

〔家わけ③三〇〇頁〕「乃可以知一時出乎兒女子之私言、」

〔市来②九二頁・二四九頁〕の例文で、「私言キ」のように「キ」を送っていること、〔後編③六五六頁〕の例文から「ささやき・ささやく」と読んだことが判明する。『日本国語大辞典』によれば、「ささやき」に「囁・私語」、「ささやく」に「囁・私語・耳語」の漢字を宛てている。他に例文として、「囁語（ササヤキ）・「咄語いだ・「耳言（ささやく）」などが掲出されている（第九卷、一三〇―一四頁）。

一方、「忠義②四八六頁」などは、「ささやき」では意味が通じない。この場

合は、「私言」に「公論」が対置されており、「忠義③三〇七頁」も「私言」と「公言」が対になっている。この場合の「私言」は「しげん」と読んで、「一人の言葉」(『大漢和辞典』巻八、五二九頁)という意味で使用されていると思われる。

(栗林)

## おわりに

以上、近年我々が編集・校正で出逢った二〇の語彙について、可能な限り調べて分かったことを書いてきた。このような小さな事であっても、それを記録して後に残していくことは重要なことだと思う。

現代に生きる我々が過去の史料と向き合う場合には、どうしても使われている言葉が違う事から、まずは現代の辞書類を導きの手立てとせざるを得ない。しかし、辞書に掲載されている言葉は当時使われていたものの九牛の一毛ではない。

言葉は時代と共に変化し、同じ言葉であってもその時代特有の使われ方をする場合がある。『鹿児島県史料』の編纂においては、このことを充分念頭に置いて進めなければならない。現代の辞書等に見えないことから、すぐに行間注を付すのではなく、同時代の用例を可能な限り蒐集して判断しなければならないと思う。我々は常にそのことに意を用いなければならないし、またそうあり続けたいと願っている。

史料編纂は崩し字を読むことだけが仕事ではない。編者がどれだけ考えて行間注を付すことができたか。その考証の過程は決して史料集の表面に出ることはないのだが、自戒の念を込めてここに改めて考えた次第である。今後もより良い『鹿児島県史料』を目指して、室の職員全員が更なる研鑽を積んでいかなければならないと思う。

(くりばやし ふみお 本館調査史料室調査史料室長)

(はしぐち まさき 本館調査史料室資料調査編集員)

(はらだ さよこ 本館調査史料室資料調査編集員)